

神戸市外国語大学図書館運営委員会規程

〔1986年2月大学規程第5号制定〕
〔1995年10月大学規程第1号改正〕

（趣 旨）

第1条 神戸市外国語大学図書館規程第5条に基づき、図書館に図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（組 織）

第2条 運営委員会は、図書館長（以下「館長」という。）および次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 各学科の構成員から選ばれた教員それぞれ1名。
- (2) 人文科学系の構成員から選ばれた教員1名。
- (3) 社会科学系の構成員から選ばれた教員1名。
- (4) 自然科学系の構成員から選ばれた教員1名。
- (5) 研究所員から選ばれた教員1名。

2 前項の各委員は、学長がこれを任命する。

第3条 運営委員会に委員長を置き、館長をもってあてる。

2 委員長は、会議を招集しその議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長の定める者がその職務を代理する。

第4条 委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は前任者の残り期間とする。

（審議事項）

第5条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 図書館規程、図書館利用規程等の変更に関する事。
- (2) 図書館の利用に関する事。
- (3) 図書館の運営に関する事。

（会議の招集）

第6条 運営委員会は、館長が必要と認めるとき又は各委員からの要求があった場合にこれを招集する。

2 館長が必要と認めるときは、運営委員以外に出席を求め、その意見をきくことができる。

（規程の変更）

第7条 この規程の変更については、教授会で行なう。

(委 任)

第 8 条 この規程を実施するうえで必要な事項は、館長がこれを定める。

附 則 (1986.2.5大学規程 5)

この規程は、1986年4月1日から施行する。

(略)

附 則 (1995.10.18大学規程 1)

この規程は、1995年10月18日から施行する。